

各保険医療機関 殿

青森県国民健康保険団体連合会

乳幼児及び児童に係る医療費10割給付の取り扱いについて

国民健康保険の事業運営につきましては、平素よりご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県内市町村が実施している医療費助成事業のうち、1歳未満の乳児医療及び妊産婦の外来医療については、現在10割給付の取り扱いをいただいているところですが、今回、蓬田村において平成20年4月診療分から下記のとおり10割給付の取り扱いを拡大することにしました。

つきましては、当該取り扱い方について、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

なお、このことにつきましては、県医師会のご了承を得ておりますことを申し添えます。

記

1. 10割給付拡大町村並びに医療費

- ・ 蓬田村 ～ 12歳未満の乳幼児・児童（小学校卒業まで）医療費

2. 受給資格証 ～ 別紙のとおり

3. 国保連合会への請求方法

- ・ 『乳幼児・児童十割受給資格証』提示者については、10割として請求願います。
- ・ 診療報酬明細書への表示は「給付割合」欄の「10割」を○で囲んでください。

4. 実施時期

- ・ 平成20年4月診療分から実施します。

5. 問い合わせ先

- ・ 国保連合会 審査一課 庶務係

電話 017-723-1336

様式第4号(第4条・第6条関係)
その1(縦12cm 横8cm)

(国保乳幼児・児童の裏面)

(白色)

(国保乳幼児・児童の裏面)

乳幼児・児童十割受給資格証											
蓬田村乳幼児・児童医療費給付事業											
年齢の別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳				
	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳(12歳前)					
有効期限	平成 年 月 日まで										
登録記号番号	蓬田村第 号										
対象乳幼児・児童氏名											
(生年月日)	平成 年 月 日										
世帯主氏名											
保 護 者 氏 名											
国保被保険者記号番号											
<p>上記対象乳幼児・児童の有効期限内における療養の給付にかかると一部負担金(食事療養に係る標準負担額を除く。)についてを要しないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">蓬田村長 印</p>											

注 意 事 項	<p>1 この資格証は、国民健康保険の乳児に対し蓬田村乳幼児・児童医療費給付事業に基づき、十割給付をする証明書ですから大切に保管して下さい。</p> <p>2 この資格証に記載されている被保険者が療養の給付を受けるときは「被保険者証」とこの証明書をあわせて保険医療機関等の窓口に提示して下さい。</p> <p>3 対象乳幼児・児童が国民健康保険の被保険者として資格がなくなったり、又は有効期限が経過したときは、ただちにこの証明書を蓬田村にお返し下さい。</p> <p>4 この資格証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付しますから申し出て下さい。</p>
---------	--